

コンプライアンスの体制

■ コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

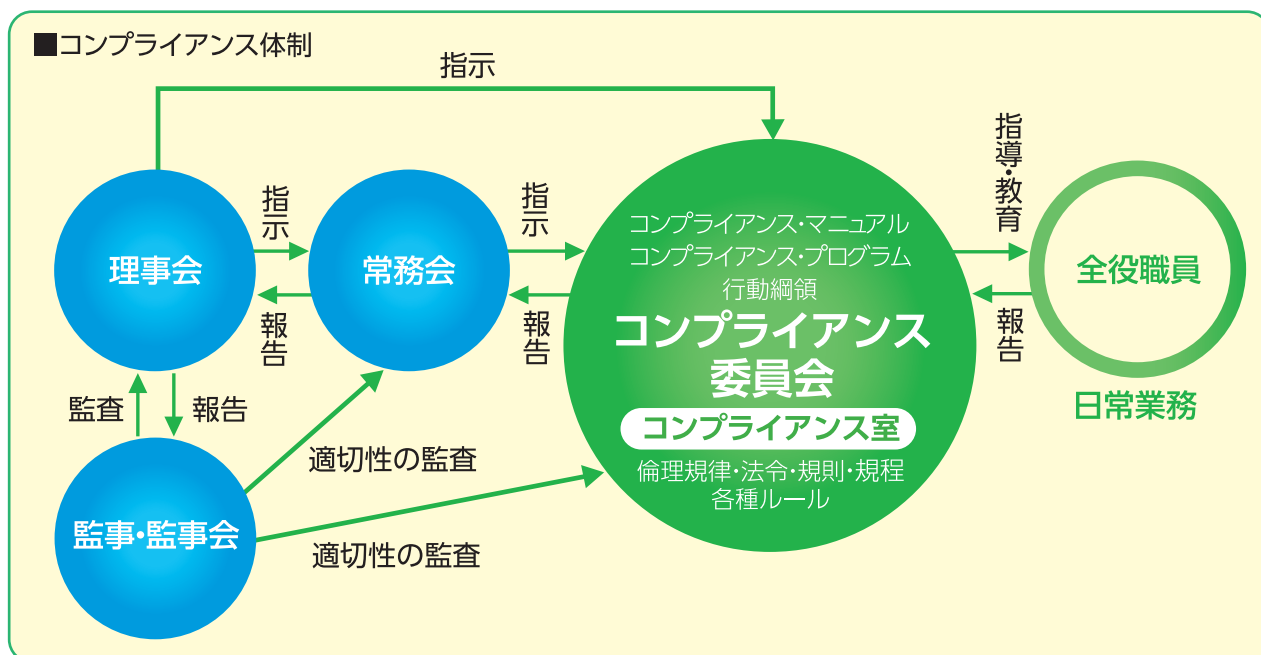
当金庫は、適法かつ適切な業務運営により「地域社会の発展」に貢献するという社会的使命と責任を全うするため、コンプライアンスの基本方針を次のとおり定めています。

●コンプライアンスの基本方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融業務はますます複雑化、多様化しています。これに伴い、ステークホルダーおよび地域社会との関係も複雑化し、顧客保護の必要性がますます高まっています。

このような環境の中、金融機関にとってコンプライアンス態勢の強化・確立は、業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとなっており、理事会は、コンプライアンス態勢の強化・確立のための施策を決定し、全役職員はこれを遵守しなければなりません。

このため当金庫は、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の強化・確立を図ります。



①コンプライアンス委員会の設置

当金庫は、コンプライアンスに関する統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢強化・確立のための具体策の検討、進捗状況の管理、モニタリング等を通じて、態勢の強化・確立に努めています。

②コンプライアンス室の設置

コンプライアンスに関する具体的施策の実施、進捗状況の管理のための部署として「コンプライアンス室」を設置し、コンプライアンス態勢の強化・確立に取り組んでいます。

③行動綱領、コンプライアンス・プログラムの作成・実施

役職員の行動指針を「行動綱領」、「行動規範」として定め、遵守すべき法令やルールを取りまとめた手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を毎年作成・配付するとともに、コンプライアンス態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、コンプライアンスの実践に努めています。



④職員教育、遵守状況の確認

「法令等違反事例集」等の教材を作成し、各職場において定期的に勉強会を実施しています。また、職員全員による「コンプライアンス自己チェックリスト」での確認や、コンプライアンス室による指導や内部監査を通じて実践状況の点検を行い、さらなる実践へ活かすよう努めています。

※「行動綱領」は、本誌巻頭(P4)に掲載し、基本方針の一つである「反社会的勢力に対する基本方針」は「資料編(当金庫の方針・指針 P65)」に掲載しています。